

議 長 日程第10「総務文教常任委員会報告」を議題といたします。
本案については総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、小澤啓司君。

総務文教常任委員長 (報 告)

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですので、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。総務文教常任委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。どなたか発議のございませんか。

5 番 小 澤 ただいまの総務文教常任委員会の報告に基づきまして発議をしたいと思えます。私のほか5名の賛成議員がおりますので、発議3件を提出したいと思えます。発議第1号松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例、発議第2号松田町議会委員会条例の一部を改正する条例、発議第3号松田町議会広報発行規程の一部を改正する規程の提出について、この3点を議事日程に追加していただきたいと思えます。

議 長 発議書提出をお願いいたします。

(発議書提出)

ただいま小澤啓司君より、発議書3件が提出されました。所定の賛成者がございますので成立いたします。

お諮りいたします。提出されました発議を日程に加え、追加日程第1「松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」、追加日程第2「松田町議会委員会条例の一部を改正する条例」、追加日程第3「松田町議会広報発行規程の

一部を改正する規程」についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第1号、発議第2号、発議第3号を追加日程とし、議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。事務局より、発議第1号、第2号、第3号を配付させます。

(資料配付)

議 長 追加日程第1「発議第1号松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」について、提案者の説明を求めます。

5 番 小 澤 (提案説明)

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。(発言を求める声あり)

副 町 長 ただいまの聞いておりましたが、第8条が2つ出ておりますので、その訂正をなさったほうがいいと思います。2ページの一番下と3ページ目の頭にありますので、この席で訂正されたほうがいいと思います。

議 長 小澤委員長、正式に訂正してください。(私語あり)事務ミスです。

5 番 小 澤 ただいま重大な指摘をいただきました。ちょっと紙が2枚にわたっておりまして、これは明らかにミスプリだと思います。8条がですね、2ページの下の部分と、それから…あ、2ページの下の部分と3ページの上の部分に書いてありますので、2ページのこの下の部分、ここの行を削除をしていただきたいと思います。この部分が重複しておりました。大変失礼いたしました。

議 長 質疑なしとのことですので、質疑なしと認めます。

討論を省略して採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号松田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 追加日程第2「発議第2号松田町議会委員会条例の一部を改正する条例」に

ついて、提案者の説明を求めます。

5 番 小 澤 (提 案 説 明)

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしの声です。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第2号松田町議会委員会条例の一部を改正する条例に、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 追加日程第3「発議第3号松田町議会広報発行規程の一部を改正する規程」
についてを、提案者の説明を求めます。

5 番 小 澤 (提 案 説 明)

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第3号松田町議会広報発行規程の一部を改正する規程について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。